

独立行政法人航海訓練所の役員の任命

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第20条第3項の規定に基づき、独立行政法人航海訓練所の役員を任命したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

独立行政法人航海訓練所
理事長 竹井 義晴

久門 明人

独立行政法人航海訓練所理事に任命する(4月1日)

鵜沢 哲也

独立行政法人航海訓練所理事に任命する(4月1日)